

病後児保育室のご案内

ステラ志木宗岡保育園内病後児保育室は、「もう1日休ませたいけど、仕事もあるし…」そんな時、かかりつけの医師の指示のもと、一人ひとりの体調に合わせてお子さまをお預かりします。

● 病後児保育とは？

病気の回復期にあるお子さまで、集団保育等が困難であり、保護者のやむを得ない理由により家庭における保育ができない場合、かかりつけの医師の指示のもと、一人ひとりの体調に合わせて一時的にお預かりするものです。

● 対象となるお子さま

病後児保育を利用できるお子さまは、以下のいずれにも該当する場合です。

- ① 市内在住で、保育の必要性がある9か月から小学6年生までのお子さま
- ② 病気の回復期にあり、集団保育が困難なお子さま
- ③ 保護者のやむを得ない理由により、家庭における保育が困難であるお子さま
- ④ かかりつけの医師が、病後児保育を適当と認めたお子さま



● 実施施設および詳細

- ① 実施施設……ステラ志木宗岡保育園内病後児保育室（看護師等1名・保育士1名にて対応）
- ② 利用時間……8:30～17:00
- ③ 利用可能日……月曜日～金曜日（土日祝・12/29～1/3を除く）
- ④ 定員……3人/日
- ⑤ 利用料金……2150円/日（生活保護世帯・市民税非課税世帯免除あり）
給食代：410円/日（おやつ代含む）は別途徴収となります。
- ⑥ 利用期間……1回の申請につき7日間まで



● 対象疾患および回復期の範囲

- ① 感冒・消化不良症等日常罹患する疾患……急性期を経過した以降
- ② 水痘・流行性耳下腺炎等の伝染性疾患……他の児童に感染する期間を経過した以降
- ③ 喘息等の慢性疾患……発作が治まった以降
- ④ 骨折・熱傷等の外傷性疾患……症状が安定した以降
- ⑤ その他、かかりつけの医師が
病後児保育が可能と判断した疾患……かかりつけの医師が病後児保育が可能と判断した以降

● 利用方法

- ① 事前に『病後児保育事業利用登録申込書』に必要事項を記入のうえ、市役所またはステラ志木宗岡保育園で登録をしてください。用紙は、市役所及び市内認可保育園にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。（登録は年度毎に必要となります。）
- ② 利用が必要となった場合、病後児保育の利用が可能かどうか医師にご相談のうえ、『病後児保育事業医師連絡票』を記入してもらってください。
- ③ 利用希望日の前日15:00までに、直接ステラ志木宗岡保育園にご予約ください。
- ④ 利用当日は、『病状報告書・与薬依頼書』に必要事項を記入し、医師に記入してもらった『病後児保育事業医師連絡票』、必要な持ち物を持って、病後児保育室専用玄関からお入りください。
- ⑤ 利用料は、利用日毎に病後児保育室でお支払いください。（おつりのないようお願いいたします。）
- ⑥ お迎え時、『病状報告書・与薬依頼書』で一日の様子を確認します。

